

ID: 94

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	支給の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町健やか子育て支援条例 第8条		
例 規 番 号	平成8年 条例第4号		
<p>【根拠条文】 (支給の取消し及び返還) 第八条 町長は、申請者が第七条の届出義務を怠り虚偽その他不正な行為により支給を受けたときは支給を取消し、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日